

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 雇用保険法施行規則の一部改正により、特定受給資格者の要件に、本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有することその他の職業安定局長が定める理由が暫定措置として規定されたことに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。